

質 疑 回 答 書

令和6年6月21日

主管課：教育政策課

事業名称：筑紫野市立二日市東小学校校舎増築及び長寿命化改良事業

上記について、質疑がありましたので以下のとおり回答します。

番号	タイトル	質問事項	回答内容
1	要求水準書 3/47 第3節 1.(1)校舎増築 工事の内容 資料4 必要諸室リス ト	P3校舎増築工事の(1)1学級数の増加に対するための校舎増築工事に記載の諸室配置と資料4 必要諸室リストにおける増築校舎と改築後校舎の諸室配置は、プロポーザル方式による幅広い提案を要望された本事業において、必要な室数を確保した上で、提案者の自由提案によるとの理解でよろしいでしょうか。	増築校舎と長寿命化改良工事の対象となる校舎の諸室配置については、提案者の自由提案とする。 なお、工事期間中の学級数の増加も考慮した上で、提案すること。
2	要求水準書 18/47 (3)ゾーニング・諸室 配置	上記の諸室配置の自由提案を認めない場合、『3) 諸室配置に当たっての配慮事項』に「(ウ) 給排水設備を有する室は、漏水が懸念されることから、職員室の直上には、配置しないこと。」との記載について、給排水設備を有する理科室、家庭科室、図工室等は上記制約があった場合、管理棟2、3階の諸室の機能的な配置が困難になることが想定されるため、(ウ)の記載を削除いただけないでしょうか。	

3	<p>要求水準書 19/47 (4)必要諸室・什器・備品等</p>	<p>什器・備品等は、「資料5改修業務に含む什器・備品等リスト」・・・ なお、什器・備品等の設置費用については、別途とする。との記載があります。資料5とは、資料5-1 本事業に含む什器・備品等リスト（校舎増築工事）及び5-2 本事業に含む什器・備品等リスト（長寿命化改修工事）に示された備品を表すとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>良い。</p>
4	<p>要求水準書 19/47 (4)必要諸室・什器・備品等</p>	<p>什器・備品等は、「資料5改修業務に含む什器・備品等リスト」・・・ なお、什器・備品等の設置費用については、別途とする。との記載があります。設置費用とは、工事業務及び工事管理業務において製品代、取付下地及び補強、運搬取付費一式を示すとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>製品代、運搬取付費については別途とするが、取付下地及び補強に係る費用については、本事業に含むものとする。</p>
5	<p>要求水準書 20/47(5) 仕上計画 2) 外装</p>	<p>『2) 外装』に「(ア) 改修工事では、外部開口部のサッシは、カバー工法により改修すること。」との記載がありますが、「(ケ) 断熱、日射遮蔽等の省エネルギー対策の観点から、二重サッシ、複層ガラス、ガラスフィルム等の導入に努めること。」との記載もあります。外部サッシの改修については、上記で挙げられているカバー工法、二重サッシ工法の他にもハツリ工法等もありますが、提案によりその工法を決定するものと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>良い。 ただし、学校運営への配慮（騒音等）及び工期等を十分考慮した上で提案すること。</p>

6	<p>要求水準書 36/47 第3節 設計業務遂行に係る要求内容 1. 業務の対象範囲</p>	<p>(ウ) 事業者は、業務に必要となる・・・なお、校舎棟内部中性化調査については、本市で事前に調査した結果を参考にすること。との記載があります。中性化調査結果の提供をお願い致します。</p>	<p>中性化調査結果については、最優秀提案者との契約交渉時に提供する。なお、要求水準書 43/47 に記載のとおり、具体的な中性化対策及び鉄筋腐食補修としては、リフリート工法 (RF 仕様) 程度を見込んでおり、それ以上の対策が必要な場合は別途とする。</p>
7	<p>(同上)</p>	<p>(カ) 建築基準法第12条第2項に基づく点検結果を考慮すること。との記載について、点検結果の提供をお願い致します。</p>	<p>誤記のため、削除する。</p>
8	<p>要求水準書 43/47 5. 工事期間中業務 2) 躯体の改修</p>	<p>(ウ) コンクリート、モルタル面のひび割れ処理を実施すること。また爆裂、欠損部の処理等を実施すること。とありますが、外壁鉄筋コンクリート全面を中性化対策(リフリート工法程度)を本工事とし、その他のコンクリート、モルタル面のひび割れ、爆裂、欠損の処理、鉄筋の錆処理は、劣化調査により数量が確定するため、実績精算との理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ひび割れ、爆裂、欠損の処理、鉄筋の錆処理は、外壁面積の5%を実施するものとする。 また、劣化調査の結果を踏まえ、担当職員と協議の上、施工範囲、数量を決定することとし、実績に増減が発生した場合は、変更の対象とする。</p>
9	<p>要求水準書 42/47 5. 工事期間中業務</p>	<p>(1) 工事 (キ) 増築及び改修工事に伴い残土が発生する場合・・・処分場と処分単価の提示をお願い致します。</p>	<p>市が残土処分場を指定するものではなく、関係法令を遵守し適正に処分すること。</p>

10	第1回質疑回答 14	卒業記念品等の移設、保管が本事業に含むとの回答ですが、取外しや移設の際に万が一破損したときの保証をしかねます。また移設する記念品等も不明の為、事業対象外で検討願います。 本事業に含むとなった場合は、事業費や保管スペースの検討のため、対象物をお示しください。	卒業記念品等については、撤去処分費を本事業において見込むこと。なお、移設、保管が必要な場合は別途市（学校）が対応することとする。
11	既存E Vの使用	既存棟の解体・改修時において、解体材の搬出や資材の搬入・搬出のため、生徒の利用優先・安全を確保した上で、エレベーターを使用させていただきたい。（カゴ内は養生）	良い。
12	エレベーターの改修	エレベーターの改修に対し、保守点検の履歴が不明です。これまでの修理経歴についてご開示いただけないでしょうか。	提供可。
13	—	管理棟、教室棟1、教室棟2、屋内運動場棟について、建築基準法及び消防法上、現状1棟扱いになっていると考えてよろしいでしょうか。	建築基準法及び消防法上の取り扱いとしては、 「管理棟・教室棟1」で1棟、 「教室棟2」で1棟、 「屋内運動場棟」で1棟、 となっている。
14	募集要領書 資料2 設計・施工仮契約書 (案)	設計・施工仮契約書(案)は、受託者が決まった後に協議できるとの理解でよろしいでしょうか。 (一例として、第50条(瑕疵担保)は、2020年4月の改正民法で「契約不適合」に変更されております。)	良い。

15	(様式9)統括代理人等の参加資格等要件に関する書類1. 統括代理人の経歴等	<p>業務実績(平成24年5月1日以降に契約履行が完了したもの)との記載がありますが、募集要領書にはそのような記載はありません。(平成24年5月1日以降・・・)については、削除してよろしいでしょうか。</p>	良い。
----	---------------------------------------	--	-----